

独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける自律的な無駄の削減への取組について(平成21年10月1日理事長決定)  
【方策】5. 取組状況等の公表

【委託調査費】

公表事項	内 容
支 出 先	PRマネジメント(株)
内 容	公立大学の地方交付税における基準財政需要額の単位費用に関する調査
金 額	493, 500円
契 約 方 式	随意契約(少額随契)
成 果 物	別添のとおり

---

公立大学の地方交付税における基準財政需  
要額の単位費用に関する調査結果

---

## 目次

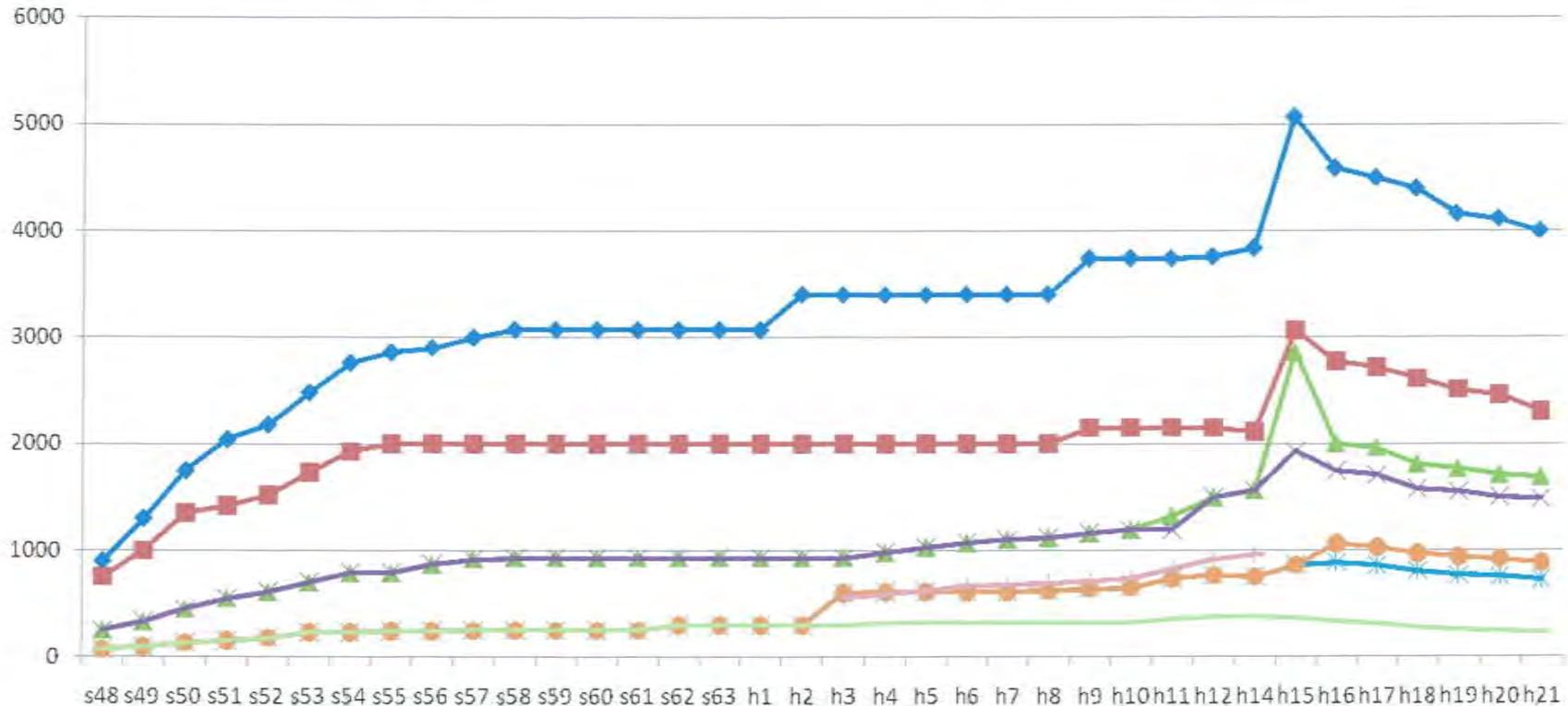
- ① 公立大学の学科別単位費用の分析
- ② 公立大学の単位費用と国立大学の授業料の比較分析
- ③ 公立大学の単位費用と国立大学の積算校費の比較分析
- ④ 公立大学の単位費用と地方歳出総額の比較分析
- ⑤ 書籍・文献による公立大学単位費用に関する調査結果
- ⑥ 国会における公立大学単位費用に関する議事録調査結果

---

## ①公立大学の学科別単位費用の分析

## ①公立大学の学科別単位費用の分析

全体的に各学科ともに平成15年度までは上昇傾向にあり、その後緩やかな減少傾向を示している。特に医科系・歯科系などの分野の経費が文科系よりも単価が高い。



- ◆ 医科系
- ▲ 理科系(都道府県)
- ✱ 家政系・芸術系(道府県) \* h3~h14まで家政系のみ
- 芸術系(道府県)
- 文科系
- 歯科系
- ✱ 理科系(市町村)
- 家政系・芸術系(市町村) \* h3~h14までは家政系のみ
- 芸術系(市町村)

「地方交付税制度解説 補正係数・基準財政収入額篇」から参照、注：平成13年度は資料欠落。

## ②公立大学の学科別単位費用の実数

地方財務協会「地方交付税解説 補正係数・基準財政需要額篇」参照

	s48	s49	s50	s51	s52	s53	s54	s55	s56	s57
医科系	900	1300	1750	2040	2180	2480	2760	2860	2900	3000
歯科系	750	1000	1350	1420	1520	1730	1930	2000	2000	2000
理科系(都道府県)	250	330	450	550	610	700	790	790	870	920
理科系(市町村)	250	330	450	550	610	700	790	790	870	920
家政系・芸術系(道府県)	70	100	135	150	180	230	230	240	240	250
家政系・芸術系(市町村)	70	100	135	150	180	230	230	240	240	250
芸術系(道府県)										
芸術系(市町村)										
文科系	70	100	135	150	180	230	230	240	240	250

	s58	s59	s60	s61	s62	s63	h1	h2	h3	h4
医科系	3070	3070	3070	3070	3070	3070	3070	3400	3400	3400
歯科系	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000
理科系(都道府県)	930	930	930	930	930	930	930	930	930	980
理科系(市町村)	930	930	930	930	930	930	930	930	930	980
家政系・芸術系(道府県)	250	250	250	250	300	300	300	300	600	610
家政系・芸術系(市町村)	250	250	250	250	300	300	300	300	600	610
芸術系(道府県)									560	590
芸術系(市町村)									560	590
文科系	250	250	250	250	300	300	300	300	300	320

	h5	h6	h7	h8	h9	h10	h11	h12	h14	h15
医科系	3400	3400	3400	3400	3740	3740	3740	3756	3836	5067
歯科系	2000	2000	2000	2000	2150	2150	2150	2150	2111	3066
理科系(都道府県)	1030	1070	1100	1120	1160	1190	1319	1500	1560	2862
理科系(市町村)	1030	1070	1100	1120	1160	1190	1190	1500	1560	1929
家政系・芸術系(道府県)	610	610	610	620	640	650	731	764	750	864
家政系・芸術系(市町村)	610	610	610	620	640	650	731	764	750	864
芸術系(道府県)	620	665	680	690	710	730	827	920	957	
芸術系(市町村)	620	665	680	690	710	730	827	920	957	
文科系	320	320	320	320	320	325	358	374	382	369

## ②公立大学の学科別単位費用の実数

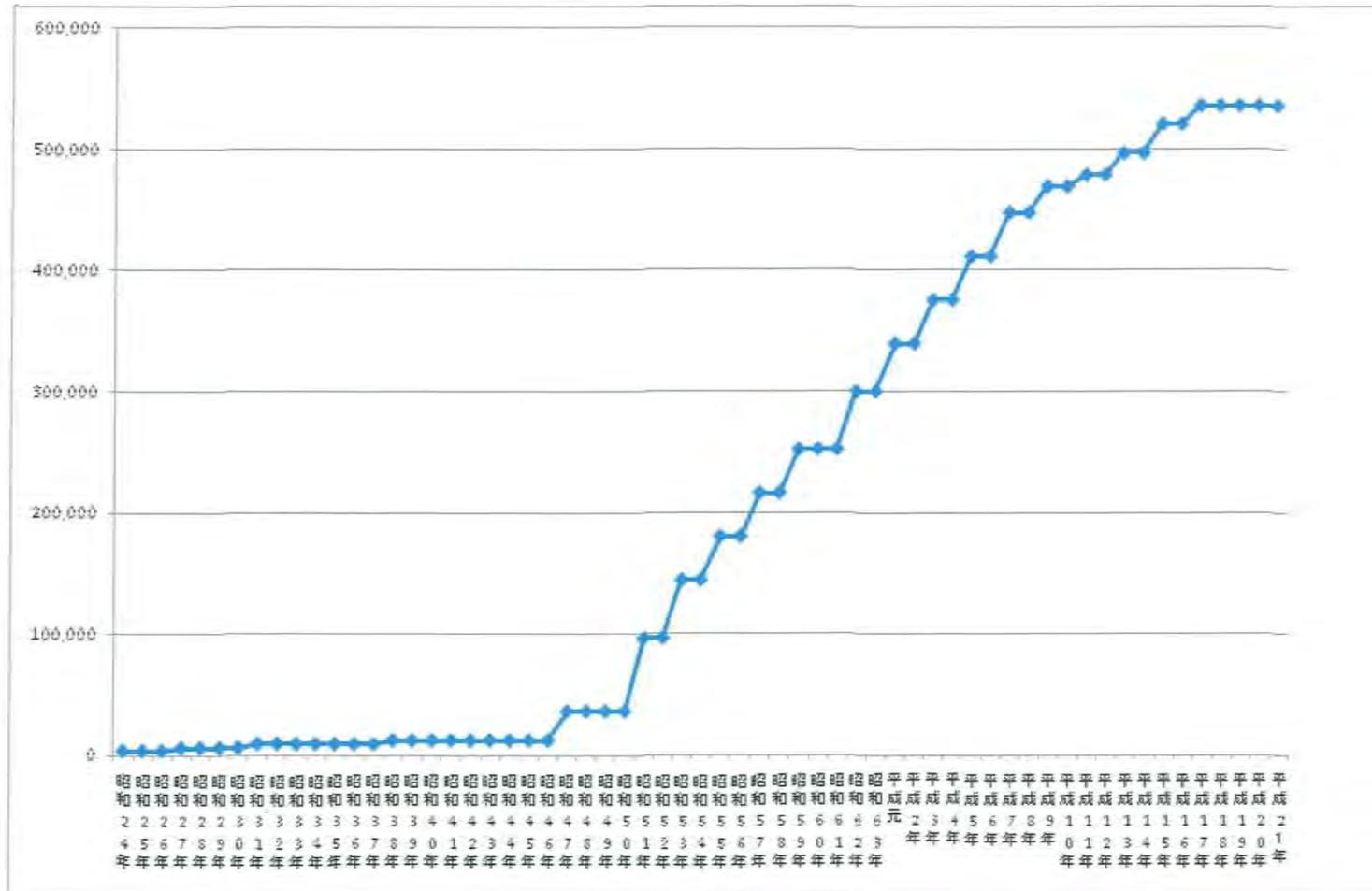
	h16	h17	h18	h19	h20	h21
医科系	4586	4499	4396	4156	4110	3995
歯科系	2775	2718	2613	2508	2458	2306
理科系(都道府県)	2004	1961	1811	1762	1709	1689
理科系(市町村)	1746	1706	1572	1548	1501	1480
家政系・芸術系(道府県)	886	856	808	765	753	722
家政系・芸術系(市町村)	1061	1029	969	934	918	883
芸術系(道府県)						
芸術系(市町村)						
文科系	334	308	273	256	245	227

---

## ②公立大学の単位費用と国立大学の授業料の比較分析

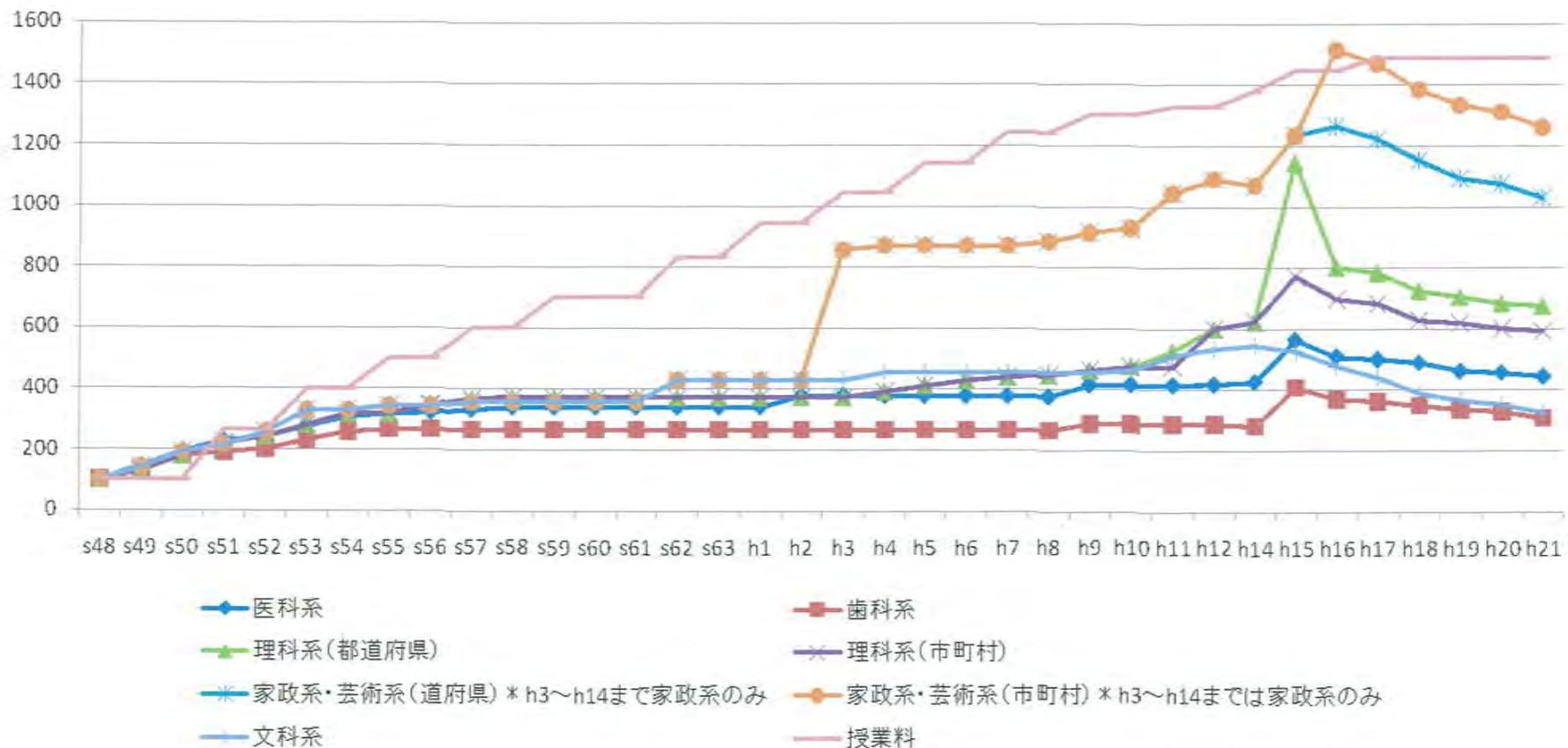
# ①国立大学の授業料の推移

国立大学の授業料の上昇傾向は昭和40年代半ばまでは抑制気味に推移するが、その後、一貫して上昇傾向を示している。近年に関しては横ばい傾向となっている。



## ②公立大学の単位費用と国立大学の授業料の比較分析

昭和48年を100として下記グラフを作成。公立大学の地方交付税の学科別単位費用と国立大学の授業料の間に力強い相関関係は必ずしも見出すことは出来ないものの、両者ともに平成15年前後まで戦後増加傾向にあったことは確認された。



---

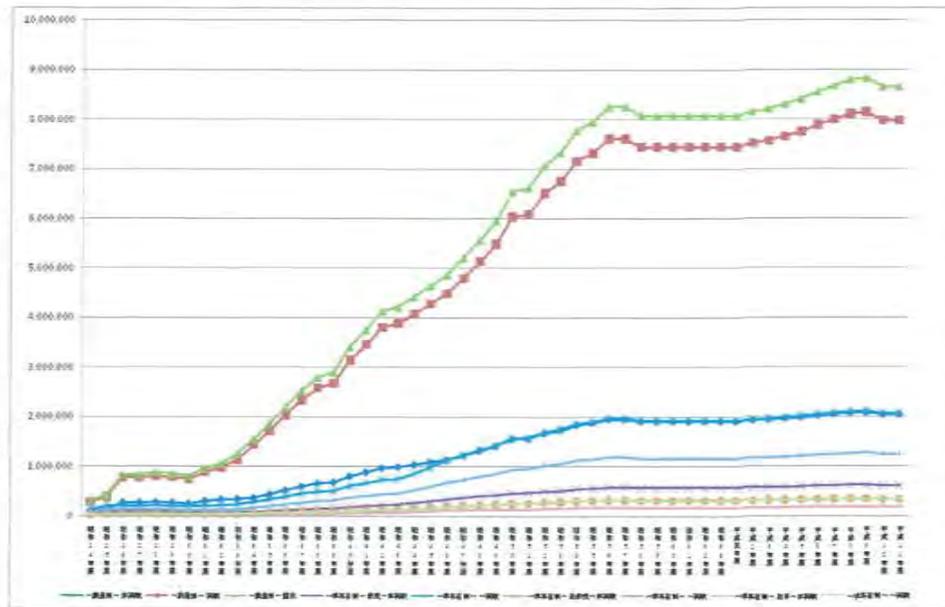
### ③公立大学の単位費用と国立大学の積算校費の比較分析

---

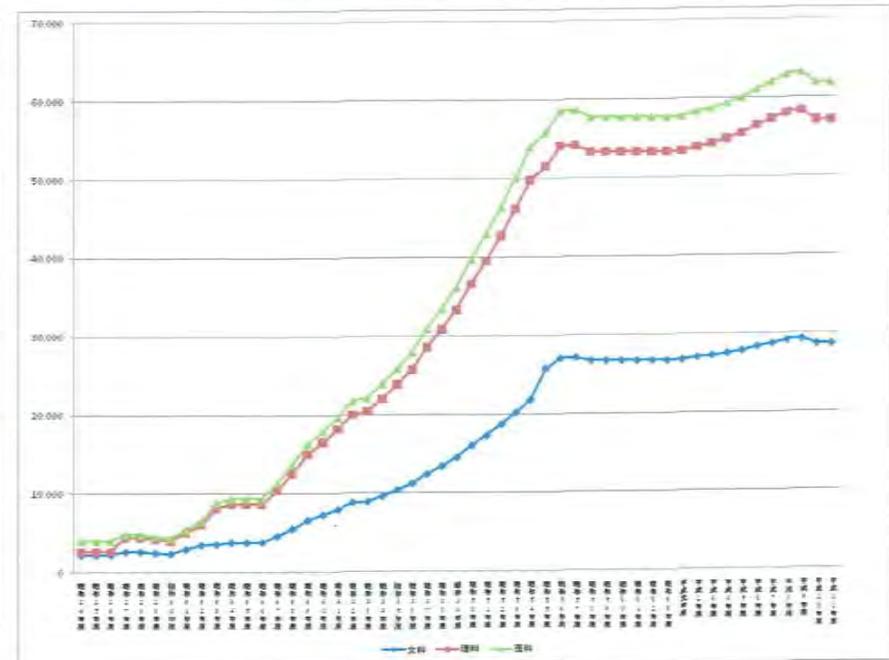
## ①国立大学の積算校費の推移

国立大学の積算校費は、教官当たり積算校費・学生当たり積算校費ともに、昭和50年代中頃までは上昇傾向にあるが、その後は微減・横ばい傾向を示し、近年ではわずかな上昇と微減を繰り返している状況がある。

教官当たり積算校費の推移(円)

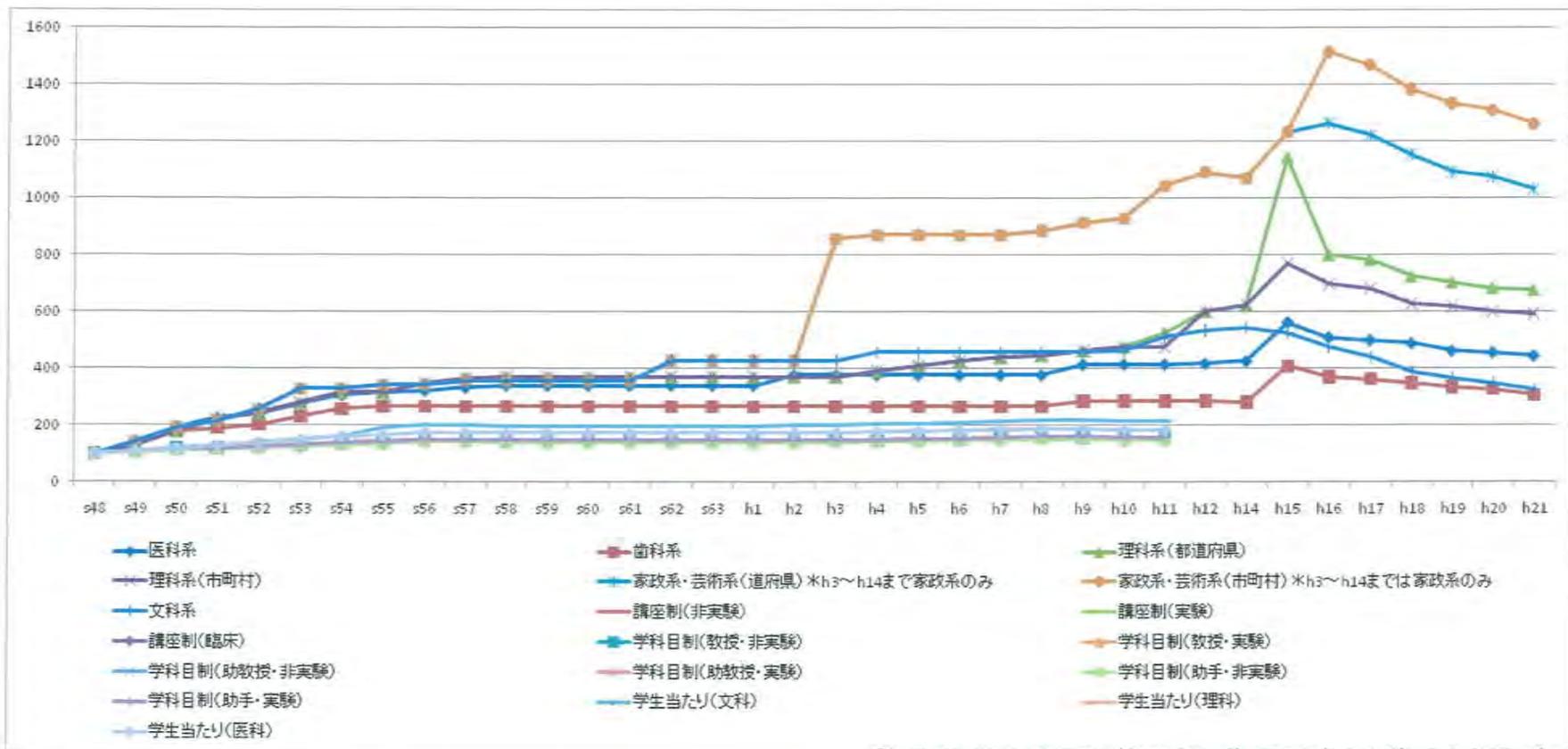


学生当たり積算校費の推移(円)



## ②公立大学の単位費用と国立大学の積算校費の比較分析

昭和48年を100として下記グラフを作成。個別の積算校費の単価と公立大学の学科別の単位費用の伸びには必ずしも相関関係を見出すことは困難である。ただし、後述④の資料と合わせて考えた場合、現段階では見いだせていない単位費用の積算根拠の更なる分析につながる可能性が存在している。(積算校費は平成11年で廃止)



「地方交付税制度解説 補正係数・基準財政収入額篇」から参照、注：平成13年度は資料欠落。そのため積算校費も除。

---

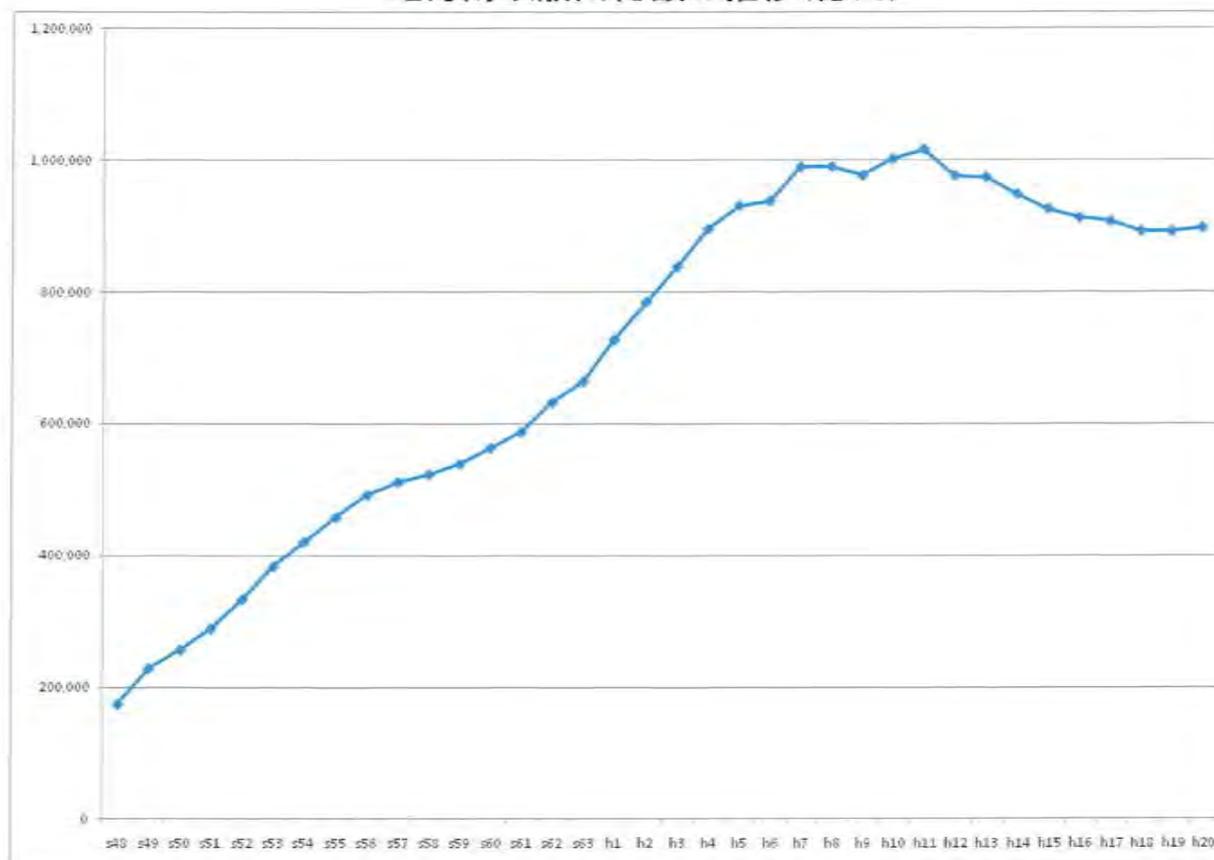
## 公立大学の学科別単位費用と地方財政歳出総額の比較分析

---

## ①地方財政歳出総額の推移

地方財政歳出総額は平成になってから数年間までは増加傾向にあったが、その後ほぼ横ばい、最近では微減傾向という状況になっている。

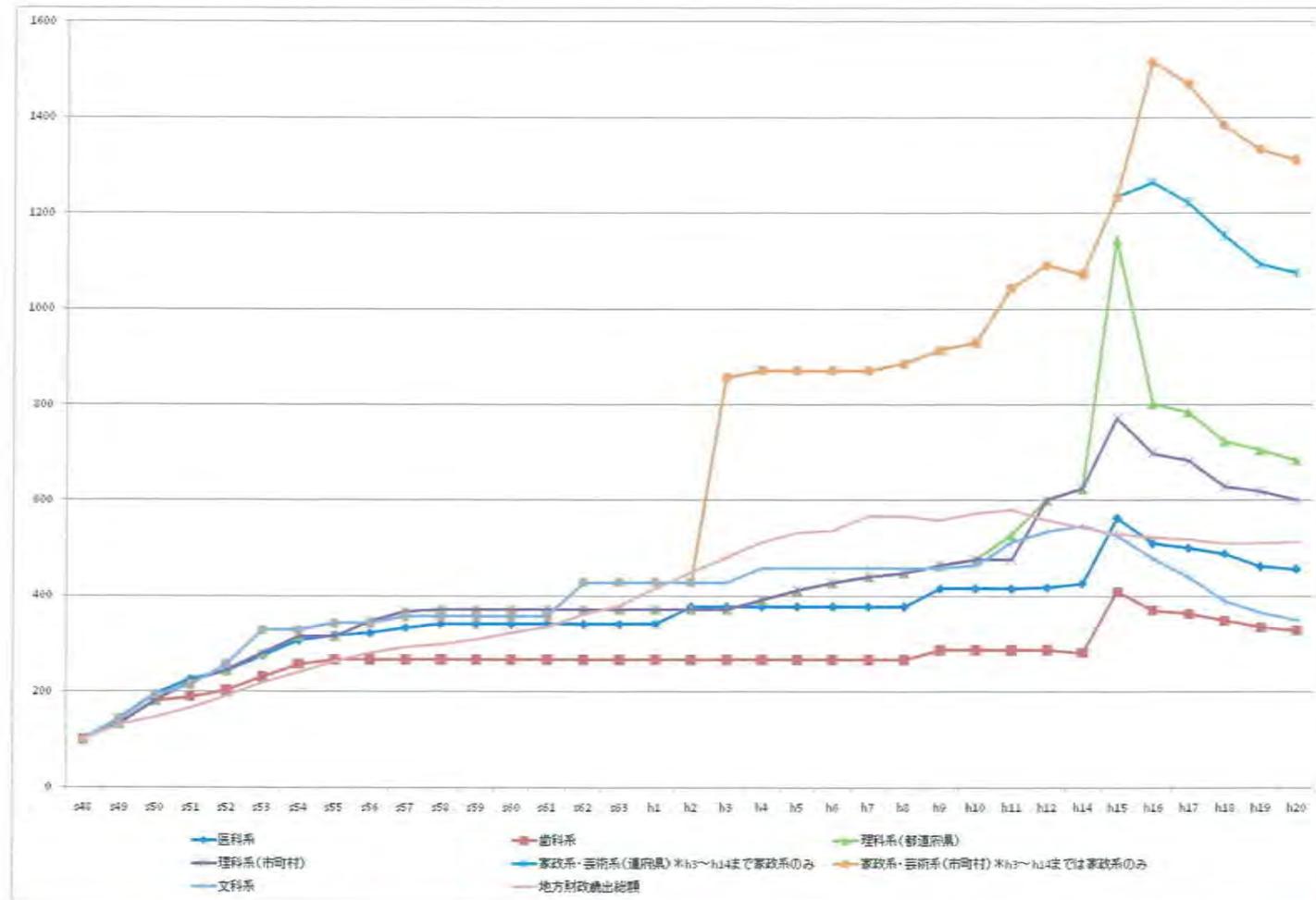
地方財政歳出総額の推移(億円)



地方財政歳出総額は、昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を控除した額、昭和28年度から平成20年度までは純計決算額(平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業償還時補助金と相殺された償還金を除く。)

## ②公立大学の単位費用と地方財政歳出総額の比較分析

昭和48年を100として下記のグラフを作成した。地方財政歳出総額は一部学科を除いて、全体として他学科よりも高い伸び率を見せていたが、公立大学の単位費用の減少が始まる数年前から総額としての減少が始まっていることが理解出来る。



「地方交付税制度解説 補正係数・基準財政収入額篇」から参照、注：平成13年度は資料欠落。そのため、地方財政歳出総額も除。

---

⑤書籍・文献による公立大学単位費用に関する調査書籍一覧

---

#### ④公立大学の単位費用に関する文献調査の結果

高木健二『交付税改革』敬文堂,2002によると、公立大学の基準財政需要額の単位費用として、人件費( )が組み込まれていると指摘されている。前述③の結果と合わせて更なる調査を実施することで単位費用の積算根拠と国立大学の積算校費に何らかのつながりを見出せる可能性がある。

<高木健二『交付税改革』敬文堂,2002のP82から抜粋>

公立大学の場合は、1校あたりの定員900名で「標準団体」を設定し、学長1、教授13、助教授9、講師3、助手1、その他の職員16の人件費が、基準財政需要額に参入され、財源保障されている。具体的には、学生数を測定単位として都道府県の基準財政需要額の「教育費」の「その他の教育費」に参入されている。

	書名	著者名	出版社	初版出版日
1	高等教育の変貌と財政	市川昭午	玉川大学出版部	2000年3月
2	戦後自治史<11> 地方税財政制度の改革(上巻)	自治大学校(編集)	自治大学校	1969年
3	戦後自治史<12> 地方税財政制度の改革(中巻)	自治大学校(編集)	自治大学校	1972年
4	戦後自治史<13> 地方税財政制度の改革(下巻1)	自治大学校(編集)	自治大学校	1975年
5	戦後自治史<14> 地方税財政制度の改革(下巻2)	自治大学校(編集)	自治大学校	1978年
6	公立大学-その現状と展望	内田穰吉,佐野豊 共編	日本評論社	1983年1月
7	地方分権の財政学-原点からの再構築	持田信樹	東京大学出版会	2004年4月
8	地域間格差と地方交付税の歪み:地方財政の外れ値の探索	矢吹初,高橋朋一,吉岡祐次	勁草書房	2008年4月16日
9	交付税の解体と再編成	高寄昇三	公人の友社	2002年4月
10	地方交付税制度の研究(1)	古川卓萬	敬文堂	1995年
11	地方交付税制度の研究(2)	古川卓萬	敬文堂	2005年4月
12	精解地方交付税	山本悟	地方財務協会	1965年
13	地方交付税制度解説 単位費用篇 補正係数・基準財政需要額篇	自治庁財政局財政課		
14	地方財政調整制度論	石原信雄	ぎょうせい	1984年5月
15	地方交付税制度沿革史	自治省財政局	自治省財政局	1969年
16	地方財政の諸問題	日本財政法学会(編)	学陽書房	1985年12月
17	地方自治の財政学	高寄昇三	勁草書房	1975年
18	地方財政論	齊藤慎	新世社	1991年12月
19	地方財政のしくみと運営	柴田護	良書普及会	1979年1月
20	現代地方自治財政論	坂本忠次	青木書店	1986年2月
21	現代日本地方財政論	岩元和秋(編)	有斐閣	1982年1月
22	自治財政論	渡辺精一、大川武	法律文化社	1979年1月
23	地方分権と予算・決算	山崎正	勁草書房	1996年9月
24	地方財政学	米原淳七郎	有斐閣	1977年11月
25	地方財政	橋本徹、牛嶋正、米原淳七郎、本間正明(編)	有斐閣	1991年10月
26	地方財政	林宜嗣	有斐閣	1999年9月
27	現代地方財政論	本庄資、岩元浩一	大蔵財務協会	2001年4月
28	地方交付税の経済学	赤井伸郎、佐藤主光、山下耕治	有斐閣	2003年12月
29	分権改革と地方財政	澤井勝	敬文堂	2000年12月
30	地方財政の制度と理論	大野吉輝	勁草書房	1994年12月
31	地方財政の実態と問題の所在	自治庁財政部編		

---

⑥国会における公立大学単位費用に関する議事録調査結果一覧

---

回次	院名	会議名	号数	開会日付	発言者(役職)	内容
1	8 参議院	文部委員会	開5号	昭和25年10月4日	木村守江	<p>それからちよつと平衡交付金の問題で、非常な疑問ですが、これは課長もよく御存じだと思います。その平衡交付金の中の教育関係の、いわゆる財政基準の算定法によつて算定した金額は、これは今までよりも多くなりました。而も平衡交付金の中には今までの教育費よりも大体八十億円ほど余計に増されたと思いますが、この八十億円は果して各府県に適正に分配されておつたかどうかという問題なんです。これは私共のほうの県の一例を申し上げますと、その他の教育費という項目がありますね。その他の教育費の問題で計算して見ますと、国のほうでの算定基準表から算定して見ますというと、大体最初は一億七千八百五十八万円で、我々が昭和二十四年度に編成したその他の教育費の予算が三億二千九百七十七万一千六百六十二円、ここに一億五千二百五十一万二千六百六十二円という差が出ておる。それであるから今年の昭和二十五年度の予算から一億一千七十五万六千五百九十九円、ところが平衡交付金から算定して見ますという一億三千三百五十六万二千二百一十円ということ、大体昭和二十四年度においては四六%、それから二十五年度においては四二%の不足を示しておる。こういうことは結局私は算定規準なるものが各府県の実情に即しないということによるのではないかと思うのです。その一例を挙げますと、その府県に、昨日もお話上げました県立の大学とか、専門学校とかいうものの有無を考慮に入れなかつたというのが一つの弊害であらうと思う。大学、専門学校はその他の教育費において取つておる、そのパーセンテージは大体一五・六パーセントです。そういう大きな金が大学、専門学校に取られてしまうということによつて、この金額が減少して参ります。それから第二番目には人口の構成を考慮に入れなかつたのではないが、いわゆる人口の稠密、稀薄度を考えなかつたのではないが、僻地知のように一般の都市では専任年層が多い、田舎では中学校、小学校、幼稚園というような層級の子供が多い、従つて学校教育指導費とか、或いは盲聾学校、或いは社会教育の面、或いは学校衛生費とか、教育委員会の費用とか、そういうものが非常に嵩まつて来ると思うのです。ところがこの補正係数というものは、これと相当食い違つた恰好になつておるということが私言えるんじゃないかと思うのです。それから三番目にこの府県の面積ですね。人口だけでなくして府県の面積を考慮しないという点もあるのではないかと、算定表から申し上げますと人口を面積で</p>
2					内藤善三郎(説明員)	<p>それから今の平衡交付金の話ですが、これは今の小学校の定員等とも関連するので、非常に重要な問題なので、文部省といたしましては非常に関心を持つて努力いたして参つたのであります。漸く仮決定ができたのですが、その場合どういふふうな措置を講じたかと申しますと、本年度の税収が千九百億でございますから、その千九百億の七割できめなければならぬ。これは最低経費ですから七割に抑えなければならぬ。その収入の七割と平衡交付金の千五百億の九割、その額が二千二百八十億になるのでございますが、この二千二百八十億の中にあらゆる地方の行政費をふら込まなければならぬ。基準経費としてふら込まなければならぬ。そこに問題があるわけです。そこで私共といたしましては勿論この基準教育費の單位表の枠をきめる場合は、これはあらゆる経費がそうでございますが、寄附金、手数料、授業料、その他の雑収入というものは全部外してあります。その單位表の経費が加わるわけでありまして、それを要に七割で計算してありますから、三割の分は外して計した税収を丸々取つた場合に七割で見えておりますから、この三割の分は外して單位表をきめたのです。そこに問題がまああるわけです。そこで平衡交付金は元々妥当に弾いて教育費とか、その他の地方費の基準をきりまして、これを合理的に配分する、というのが狙いなので、飽くまでも地方財政を合理的に調整しようというのが根本の狙いなのです。そこで基準財政需要額というものを考えた、その基準財政需要額は、只今申しましたように大体二千二百八十億の枠内できめた。その場合に教育費として私共は地財と折衝して大体九百十六億程度を確保したわけです。その九百十六億のうち義務教育の分が七百四十八億、この七百四十八億と申しますのは総額と共済組合の費用を入れてでございますが、これを総額と共済組合を除きますと七百三十六億程度になるのであります。これは従来の負担金のあつたもの、或いは国庫補助を伴つたもの、こういうものは一〇〇%見たのであります。その他の経費についてはこれは三〇%大体きりなければ計算が合わない。ですから現実の予算よりは三〇%程度落して計算したわけでありまして、そこで義務教育の経費は国庫予算の補助を見た、同じような比率で、同じような予算の……、義務教育の経費は割合によく見ておる。併しながら高等学校とその他の経費は非常に圧縮されておる。これは全体を三〇%落したところに問題があるわけでありまして、そこでこの平衡交付金を今のお話のようにその他の教育費の中に全部ふら込んでやる、高等学校費は別にして小学校、中等学校、高等学校、その他の教育費、こういうふうな四本柱になつております。これを成るべく詳しくわけると予算支出の形をとりますので、そこは地方の財政</p>

3	9 参議院 予算委員会	4号	昭和25年12月1日	鶴川虎三(公述人)	<p>平衡交付金の問題は今日世間で非常にやかましくなつておるばかりでなしに、現在のままで推移いたしますならば、地方の自治体というようなものの財政は殆んど破綻に陥るであろうと思われるのであります。この意味において、今度の政府の補正予算と平衡交付金の問題は、地方の自治体のみならず、一般に地方財政といたしまして非常に重要な問題であると考えます。この点につきまして極く簡単に私の考えておりますところを由述べて頂きたいと存じます。</p> <p>先ず第一に平衡交付金制度は地方税制度と共に地方財政の確立の二大支柱である。この地方財政の確立という基盤の下に、地方自治を確立しようという方針の下における一連の問題であるということをおぼろしくは十分考え、國の政策におきまして地方自治体の整備におきまして十分考えなければならぬ点だと思つております。すべてのこの問題の取扱いがたは、これに対するどれだけの意圖を持つておるかということに關連すると思つてございまして、この一点を先ず申上げて置きたいと存じます。</p> <p>第二に御承知のように平衡交付金は今度の補正予算に關連して、特に地方の自治体において強く問題にされておりますが、初事會議におきまして二十九、三十の両日に亘りまして熱心な討論の結果、初事會議地まつて以来のことだそうでありまして、全員揃つて國會議に陳情するところまで来ております。これは結局若しこのままで行けば冬都道府県の財政というようなもの仕度減に陥るであろうということが予想されるからでございます。大体平衡交付金についてはいろいろの問題が取り上げられなければならないと存じますが、究極するところはこの二点に歸すると思つております。一つは今回の補正予算におきまして、平衡交付金制度というようなものが、これで果して平衡交付金の制度が意圖しておるような目的を実現し得るか否かという点であります。我々の見解といたしましては、三十三億程度の補正では到底地方の財政は持ち切れませんので、少くも地方財政委員会が政府に報告されたような計数の関係において、八十三億程度が最少限度の増額でなければならないという点が実務問題であります。</p> <p>それから第二の問題点は、平衡交付金の配分割当のためにするところの計算の方法であります。これはあゝいふ制度の趣旨に照みて一般的に如何なる計算方法をとるべきかという問題と、もう一つは現在の地方の諸事情に鑑みまして、その一般的な計算方法を如何に補正すべきかという問題であります。私は結局現在いろいろの角度から平衡交付金が論ぜられておりますが、畢竟する問題はこの二点にあると思つて、従いまして先ず第一の問題でございますが、平衡交付金について補正予算において幾ばくが増額されなければならないかという問題であります。平衡交付金とどこがどうも私ども外において伺いますと、平衡交付金を千五十億の枠に入れようとして算定したというふうな疑われるような節があることこれは当然政府が平衡交付金制度というものを設けた以上、このアルファについて何らかの手を加えなければならないわけでありまして、ところその次に交付金だのそれから転換額というようなものが決定後におきまして、法令上地方の義務として負担すべき金額というものが非常に増加第二の問題を申上げますと、平衡交付金の配分、割当の算定方法であります。これは非常に御苦勞になつたということはお察していただけるわけですから、それから基準財政収入額の算定におきまして、これも算定の材料が非常に怪しいということは、地方の担当者何人も認めるところであります。一つは計算的な補正であります。これは測定單位のとりにかたはそれを認めますが、測定單位の誤差、或いは補正係数、單位、單位というような</p>
4	10 衆議院 本會議	26号	昭和26年3月28日	前尾繁三郎	<p>第三点は、基準財政需要額の算定に用いる單位費用は、昭和二十六年において地方財政委員会規則で定めることとあります。これは法律上は昭和二十五年限り地方財政委員会規則で定めることとなつてはいるのでありますが、標準的な單位費用については、現在なお研究の段階にあつて、諸般の準備がその時期に至つていないからであります。</p> <p>第四点は、厚生労働費にかかる測定單位に対する地方財政委員会規則の特例が、昭和二十五年に限りならず、さらに昭和二十六年においても設けることができることとあります。</p> <p>第五点は、昭和二十六年においても、地方財政法の国費、地方費の負担区分に関する規定はその適用を停止することとあります。</p> <p>第六点は、予防接種等による国庫負担の特例等に関する法律の改正でありまして、昭和二十六年においても、これらの法律に掲げる国費、地方費の負担区分に関する規定はこの適用を停止することとあります。</p> <p>この第四、第五、第六の諸点の改正の理由は、いずれも諸般の基礎事情が、本年度と同様、なお未確定でありますので、さらに一年間従来通りに法の適用をいたそうとするのであります。</p> <p>本案は、三月十三日、本委員会に付託され、翌十四日、岡野国務大臣の提案の説明を聞き、その後数回にわたり委員会において慎重審議を重ねましたが、詳細はすべて速記録についてごらんを願うことといたします。ただ基準財政需要額の算定に用いる單位費用の定め方いかんは影響するところが大きいので、これを地方財政委員会に定め得ることをさらに一年延長することについては相当議論があり、民主党の床次委員は特に発言して、その一年延長はやむを得ないとするが、地方財政委員会がその規則を制定するにあつては、当局は十分国会の意見を尊重し、国会と緊密な連絡をとりつつ理想案をつくるべきことを政府に求めたのであります。政府はこれに対し、その意に沿つて善処する旨の各弁があつたのであります。</p> <p>かくて三月二十七日、質疑を終えて討論に入り、龍野委員は自由党を、藤田委員は国民民主党をそれぞれ代表して賛成の意見を述べ、門司委員は日本社会党を、立花委員は日本共産党を代表して反対の意見を述べられました。</p> <p>次いで採決の結果、賛成多数をもつて政府原案通り可決と強決せられた次第であります。</p> <p>右御報告申し上げます。(拍手)</p>

5	10	参議院 本会議	35号	昭和26年3月31日	岡本愛祐	<p>がに地方財政平準交付金法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。</p> <p>今回の閣がこの法案を提出した理由は、昨年度創設された地方財政平準交付金制度は全く新しいものであるため、その運営の実績を検討した結果、差当り必要な二三の点について改正を加えようとするものでありまして、その内容はおおむね次の通りであります。</p> <p>第一は基準財政収入額の算定に用いる基準税率について、現行の標準税率の百分の七十とあるのを百分の八十に改めるのであります。その理由とすると、平衡交付金の算定額は基準財政需要額から基準財政収入額を差引いた額であります。昭和二十六年以降は、給與基準の改訂その他によつて、全地方団体を通じて確保すべき最小限度の所要財源は更に増額を余儀なくされ、かたがた地方税収入はますます偏在する傾向にありますので、一面には基準税率を引上げることによつて全地方団体を通じて確保すべき基準財政需要額を引上げることとし、これによつて税収入の乏しい団体にも相当の財源を與え、反面には、各地方団体の基準財政収入額の算定に加算する割合を引上げることによつて、地方税収入の偏在する地方団体に対しては交付金を交付しないこととし、以て地方財政平準化を一步前進させたいのであります。</p> <p>第二は、都等の特別について改正を加えることでありまして、現在交付金の算定に關しては、都を道府県とみなし、特別区の存する区域を市とみなしていますが、こうして算定された結果をどう計算するかということについては明文を欠いているので、今回、法に精神に則つて新たに規定を設けようとするのであります。</p> <p>第三は、基準財政需要額の算定に用いる単位費用は法律で定める建前でありまして、差当り昭和二十六年においても二十五年度と同様地方財政委員会規則で定め、又厚生労働費にかかる測定単位は二十六年においても委員会規則で特別を設けられることとするのでありまして、その理由は、これらは現在なお研究の段階にあり、又は補助金の整理及び行政事務の再配分が確定しない状態にあるから、本年度と同様にしたいのであります。</p> <p>第四は、昭和二十六年においても、地方財政法、予防接種法等の国費地方費の負担区分に關する規定の適用を停止することでありまして、その理由は前項と同様であります。</p>
6	12	参議院 地方行政委員会	9号	昭和26年11月13日	中井光次（参考人）	然るに又平衡交付金の算定基礎にも大きな欠陥があつて、大都市の交付金は著しく減少したしたのであります。
7	12	衆議院 人事委員会	5号	昭和26年11月14日	中井光次（参考人）	現在行われております平衡交付金の算定基礎には、大きな幾多の欠陥がありまして、本市に対しては、その普通交付金は交付せられないのであります。
8	19	衆議院 地方行政委員会	76号	昭和29年7月26日	蛭川虎三（公述人）	<p>基準財政需要額を算定されまして、私どもが一般財源を使うのと比べてみますと、たとえば教育費などにおきまして、この基準財政需要額で計算される率が非常に高いのであります。特に義務教育などになりますと、基準財政需要額をわれわれが一般財源でまかなつておるものを、分母にして割つてみますと、八〇%ぐらいであります。言いかえてみれば二〇%はどうしても府県費を持ち出さなければならぬ。二分の一國庫負担になりましてよほど緩和されましたが、それにいたしましたしても、二十八年が三億五千万円、二十九年も予想いたしました三億四千万円程度の純府費を持ち出さなければ、義務教育はやれないという実情であります。</p>
	27	衆議院 地方行政委員会	5号	昭和32年11月12日	小林（政府委員）	<p>現在のところ県の大学につきましては、交付税の配分においてはこれをお考えしておりません。と申すのは、交付税は各府県大体内基準で配らなくてはならぬので、大学を作つておるところもあれば作つておらぬところもある。これはそれぞれの県の財政の運用の問題、行政の運用の問題について技術的にやつておるのだというので、そういうもの日については、随意的な事務として交付税の算定に入れることは不公平だという考え方で來ておるのであります。将来の問題につきましては、なお研究いたしたいと思ひますが、そういう随意的な事務につきましては、交付税というような制度の運用からいへば、考えるには問題がいろいろあつたというふうになつておる。</p>
					柴田（説明員）	<p>政計画上は経費は算定されておるわけなんです。先ほど局長が申し上げましたように、考え方としては、普通のなものであつて、かつ義務的な経費というものを一時的に取り上げます關係上、公立大学の設置は、どちらかといへば随意的な色彩を帯びておるので、従つて基準財政収入の計算の際に計算外に置かれておる財源でもつてまかなうべきではないかという考え方、従来ずっと一貫してやつておることです。政計画上は大学の諸経費は全部計算済みであります。ただその計算が適当かあるいは不適当かという問題はあつたかと思ひますので、この点につきましては、今年度の財政計画を策定いたします際に再検討をいたしたいと思ひます。</p>
9	33	参議院 文教委員会	11号	昭和34年12月17日	奥野誠亮（政府委員）	<p>地方団体がどうしてもやらなければならないような仕事、それに要する財源に地方税収入が不足をするという場合には、その不足額を地方交付税で補てんをして、どの地方団体でも、国民が期待するだけの行政は円滑にやれるように、財源保障の制度をとつておるわけでありまして、その場合に、どうしても都道府県、市町村としては、当然これまではやらなければならないのだという仕事の中に大学教育ということが入つてきまらば、今申し上げます地方交付税の基準財政需要額の中に、その所要経費を算入していくことになるわけでございます。しかし、現在のところは私どもはそういう建前にはなつていない、こういう考え方でおるわけでございます。もとより地方財源が非常に豊かになつて参りました場合には、全体としては必ずしも、やらなければならないことであつても、漸次地方団体の仕事の範囲が高まってくる、それをおる程度範囲を廣げて財源を保障するように持つていくということが可能になるのではなかつたかと思ひます。現在は、どうしてもやらなければならない仕事の中に入つていませんし、同時にまた地方財源も必ずしも十分じゃないので、任意な仕事になつておる大学教育の経費を、各団体について保障するというような余裕はないということで、基準財政需要額に所収経費を算入しないという姿になつておるわけでございます。</p>

						内藤善三郎君（政府委員）	今、奥野財務局長から基準財政需要の算定についてのお話でしたが、従来どこの市町村でも、やらなければならないのは小中学校のような義務教育、高等学校については大体府県が中心でやって参りました。大学の設置については国が中心でやっていく、こういうことになっておりますので、今日のところ、大学は国が責任を持つのが建前でございます。ところが今お話のように、府県によって、あるいは大きな市によっては大学を持っている、こういう事情でございますので、これを基準財政需要の中に見込むことは、私も困難ではないかと思うのです。（理事松永忠、君退席、理事近藤鶴代君着席） しかし、その地方公共団体には特別な財政需要があるものですから、特別交付税なりの方でできるだけ措置をしていただくように、自治庁とも十分相談して参りたいと思います。
10	63	参議院	予算委員会第四分科会	1号	昭和45年4月13日	森岡敏（説明員）	ただいまお話のように、大学、短大、高等につきまして、国の予算で人件費を含む経費について新たな助成措置が講ぜられたわけでございますが、高校以下の私立学校につきましては、従来から地方で自主的になりな助成をいたしております。また交付税の計算上もそれを前提にいたしまして相当額の計上をいたしておりましたが、今回、国において大学等について新たな助成措置が講ぜられたので、それに準じまして大規模な増額をいたしました。具体的な金額で申しますと、従来は四十億程度、基準財政需要額に算入しておりましたが、四十五年度は八十億を基準財政需要額に算入する。算入方法のしかたにつきましては、国の経常経費の計上に準じた形で交付税計算をすることになっております。
11	65	衆議院	予算委員会第三分科会	2号	昭和46年2月20日	奥野誠亮	地方交付税法は、その第一条にこの法律の目的を掲げまして、「地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障する」云々の規定を設けております。行政項目ごとの基準財政需要額の中身のつくり方、それが交付の基準の設定の一つでございます。経費の種類ごとにごどのような内容の行政が期待されているかということ、その周知徹底をはかっていかねばなりません。自治省としては財政当局に対して常に緊密な連絡をとっておられるようでございますから、財政当局としては十分理解しておると思っておりますけれども、それだけでは不十分なので、財政当局に経費の支出を要求するそれぞれの行政の担当者こそもっと理解していなければならぬのではないだろうか、こう申し上げたいのでございます。関係の各省から地方団体のそれぞれの行政担当者ごとのような行政が期待されているか、それに要する経費の財源はどのように手当てされているか、これらを周知させること、これが大切なのでございまして、自治省もこのような面に関係各省に対して積極的な協力を惜しまない、これを希望しておきたいのでございます。あるいはそんなことは十分やっているよとお考えになるかもしれませんが、四十五年度国が私立大学の人件費一部国庫助成に踏み切った。私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校についても人件費の一部を国庫に譲渡して府県から援助されることが望ましい、自治省も踏み切っていたら、基準財政需要額に所要の金額を計上していただければいいわけでございます。多くの府県がそのとおり人件費助成を実行したわけでございますが、十一、二の府県ではいまだにその予算措置をとっておりません。あるいは県の教育委員会から財政当局への要求がなかったのじゃないかという疑問を私は抱いております。
12						奥野誠亮	第五に、公立医科大学に要する経費を基準財政需要額に算入する方法によって財源措置の適正化を期すべきではないかということでございます。僻地診療所の医師を確保していくことは、住民の健康を守っていく基本的な課題だと思われ、したがってまた、これはむしろ地方団体にとりましても重要な行政課題だと思われべきだと思います。この僻地勤務の医師を確保するための対策について秋田自治大臣が具体の案を提唱されて、四十六年度予算で具体化されるに至りました御答へに對しましては、深い敬意を払っているものでございます。他面、今日なお公立医科大学が全国で十校を数えております。公立の医科大学がその運営をくふうしてまいりますならば、公立医大を設置している地方団体に限ります限りは、みずから僻地勤務の医師を確保することは比較的容易ではなからうか、かように考えるものでございます。これまで公立の医科大学が幾つか国立に移管されました。今後ともお移管を希望している団体がございます。いろいろな事情があるだろうと思うのでございますが、やはり財政的な負担が重荷だということも、私は理由の相当な部分を占めていると考えます。私の郷里である奈良県立医科大学について尋ねてみましたら、四十五年度の予算におきましても約九億円一般財源をこの大学に投じておるわけでございます。大学の一般財源として六億五千九百万円、超償の元利償還額を一般会計で負担して一億四千九百万円、合わせて八億九千二百二十五万円を支出しているわけでございます。私は僻地勤務医師を確保していくことは重要な行政課題とまで考えるのは、こう申しまして、同時にそれは公立医大を容易ならしめるのだ、公立であります以上は、それだけの財源は、個々の団体が十分確保できるような措置を配慮する、これはそろそろ積極的に前向きに自治省でお考えいただいてもいいことではなからうか。現在でも特別交付金である程度は援助をいただいておりますが、もっと積極的にこの公立医科大学維持に要する経費を、地方交付税上の基準財政需要額に算入していただく、そうしますと、関係地方団体に対して、地方交付税上の普通交付金が増額になっていくわけでございます。普通交付金で五億円なり十億円なりの金が地方団体に増額をされていくこととなりますと、いままでのように何でも国立に移してくれというふうな安易な考え方を持たなくなるのではなかろうか。また、その団体の医師確保について、個々の団体が適正を期し得るようになるのではないかと、こう考えるわけでございますので、この点についてのお考えを伺ってお
13						長野士郎（政府委員）	公立医大関係の経費につきましては、いまお話ございましたように、従来から特別交付税での措置は多少いたしておるわけでございますが、実際問題といたしまして、相当多額の経費がかかっていることも事実でございます。先ほどお話がありましたように、地域医療の確保という面では、公立医大の果たしている役割というものは、これはたいへん有効な面があることも百定できないところでございますから、今回の僻地に勤務するための医師の養成機関としての医科大学というものの推進ということをお考えする場合には、私どもも当然に公立医科大学についても、普通交付税算入ということは考えてまいらなければならぬ課題であるというふうな思っておるわけでございます。その点につきましましては、ただいまその方向で検討いたしております。

	68	衆議院	文教委員会	6号	昭和47年4月5日	高見（国務大臣）	<p>端的に申し上げますと、自治省の交付税の配分基準の中に、地方自治団体が医科大学まで持つなんてぜひたく過ぎる、そんなものまでめんどろ見されるかという思想が、正直なことを申し上げますと昭和四十六年度までであったのです。坂田前大臣が、むしろ医科大学は地方の公立大学にするほうがいいという主張をせられるようになりまして、私もそう思うのです。と申しますのが、どうも国立の医科大学を見つてみますと、愛媛にかりに医科大学が——これは定員をつけます。三人ばかりつけますが、いよいよ開校するという段になりますと、愛媛県の出身者が何人入るかといいますが、大体秋田の府で見ますと、秋田では定員八十人のところで八人しか入っていないのです。公立大学の場合はどれくらいその県の出身者が入っているかと申しますと、約半数入っております。それで、医師の適正配分をはかるというたてまえから申しますと、私は公立大学のほうがいい。思い切って国が金を出せばいい。自治省も大体その方向に変わりつつあるとするならば、何も国立で全部まかなう必要はない。公立大学というものもいいじゃないか。公立大学でやる場合には、思い切って国が財政援助をしてやるといふ道を開かなければなりません。できまざれば、その道さえ保障できるならばむしろ公立の場合もいいじゃないか。ただ、どうも困ることは、医学部一つに例をとりまして、すぐ学園の問題が出てくる。あの大学の系統だからわれらは協力しないとか、この大学ならば協力するがこの大学なら協力しないというように、実はお医者さん仲間の派閥争いというものは実に激しいものがあるということは、おそらく看護先生御承知だろうと思う。そういう事情があるということもお考え合わせていただいて、ただ私非常に残念に思いますのは、何千万円という寄付金を出さなければならぬような大学を認可しなければならぬということは、これくらいくだらぬことはないと思う。ぜひこれはやめたいと思しますので、審査基準は思い切り厳重なものに変えようと考えておりますが、その見返りとしてやらなければならぬのは、国・公立の大学をふやすということをお考えなければならぬ。三重の場合には特殊な事情があった。いま本田局長が御答弁申し上げましたように、どうも国立大学と公立大学がありまして、国立では小さ過ぎる。公立ではまかない切れないという問題が実は昭和四十六年までよくあったわけです。地方交付税の算定の基準を四十六年度うんと変えましたから、その問題は急に議論の対象にはならなくなりましたけれども、確かにいままではあったのです。あったところへもってきて、国立と公立というコンプレックスがやはり困る。一方の県立は二学部であるし、国立は三学部だ。それなら五学部の総合大学として、堂々</p>
14	71	衆議院	文教委員会	7号	昭和48年3月28日	山口鶴男	<p>大臣は、地方財政の問題については非常によく理解が行き届いている。そういう中で今度文部大臣に就任をされた。私は文教委員一年生ですからあまりよくこまかい点はわかりませんが、たとえば大学等については、私立学校の補助、これは文部省が補助をお出しになっている。ところが、高等学校などについては交付税で基準財政需要額の中に算入をして、都道府県が管内の私立の高等学校については補助を出しているという形をとっている。それから同じ大学でも、公立の大学については私立の大学に比べてそれよりも非常に劣ったといいますが、不十分な助成しかやっていない。それから今回人口急増の問題については法律でもって、本法の中で二分の一を三分の二、もちろんこれは法律のいさかいからいいますと、もとをすばり自したのではなくて、臨時的な措置としてとりあえず二分の一を三分の二にするという扱いをとったわけですが、校地については依然として予算補助である。文部省はたくさん補助の項目があると思うのですが、その限り方全般について、今日までいろいろ経過があってきてきたと思うのですが、やはり同種類のものについては一つの法律でくくって、そして何か、一つは交付税で一つは補助金だというばらばらな姿、また私立と公立とで違いがあるとかいうようなものについては、ある程度整理をされたほうがいいんじゃないかという感じが私はするのでありますが、文教についてはしろうとでありますので、あるいは乱暴な議論かどうかわかりませんが、そういう気がいたします。いかがですか。</p>
15	77	衆議院	地方行政委員会	7号	昭和51年4月28日	藤田武夫（参考人）	<p>それから、地方交付税についての根本的な改革の問題ですが、一つは、先ほどからお話ししましたように、交付税の総額をどうして確保するかという問題であります。これについては、国の三税の三二％というふうに結びつけて、その税金の種類をふやせとか、まあこれはわれわれの間でもいろいろな議論があります。しかし、非常に困ったことは、国が国債をどんどん発行していく場合には、どんな税金に結びつけてみても、これは救われないわけでありまして。そういう意味からいって、昔のといいますが、昭和二十八年までありました地方財政平衡交付金の方式に改めていく。これはつまり下からの積み上げて、基準財政需要額を積み上げ、そして基準財政収入額を積み上げて、その不足額を国家予算に計上する、そういう方法であります。これが一番理想的な方法だと思えます。シャープ勧告では、こういうふうにするとも農畜変動で地方の収入が変動した場合には、それを交付税で調整することができる、これをかなり強調しております。つまり基準財政需要はふえるが収入は減る、その差額を交付税で賄えば非常に調整ができる、これは平衡交付金でなければできませんが、そういう機能を非常に重視している。今日は全く逆で、一番農畜の変動の強い所得税と法人税に結びつけているので、農畜変動の地方収入に及ぼす影響が一層大きくなっている。これは何とかしなければ、ここにこれからの低成長の経済のもとには、ここにやはりメスを加える必要があるというふうにも思います。さらに構造の問題ですが、時間がないのでこくかいつまんで申しますが、基準財政需要額の変遷を見ますと、土木費関係、そういうものの比重が非常にふえております。たとえば、昭和三十三年に八・七％であったのが現在は二〇％ぐらいになっている。ところが教育費とか厚生労働費は比重は減っている。最近では、四十四年度ぐらいと比べると五十年度あたりは少しは上がっておりますが、こういうふうになっているのは、つまり単価とか測定単位とか補正とか、そういう構造が非常に高度成長型になっている、経済中心になっている。これを社会福祉型に転換していく必要があるというふうにも思います。また大都市の財政需要というものが現在非常に膨張しておりますので、それをどういうふうに交付税の基準財政需要に反映するか、これも非常に重要な問題だと思えます。とにかく、この地方交付税が、先ほど私が申しましたように現在非常に、何と申しますか危機的といいますが、まあ崩壊の前にあるといったような考えを持ちますので、この際、国会議員の方々、地方団体の代表者、自治省、大蔵省、学識経験者、そういう人が集まって、審議会で一つ以上で終わります。（拍手）</p>

16	123	衆議院	地方行政委員会	6号	平成4年4月16日	遠藤安彦（政府委員）	<p>一般的に公立大学あるいは短大の運営経費については、普通交付税の基準財政需要額に算入をいたしております。</p> <p>若干技術的に申し上げますと、道府県分、それから市町村分の計算におきまして、その他の教育費という費目がありますが、そこで定率補正を適用いたしております。その内容ですが、具体的に申し上げますと、公立の大学とか短大の学部あるいは学科別の学生数に、学部、学科別の必要単価を積算しまして、それを掛けて需要を計算して算定している、こういうふうにはなっているところであります。</p> <p>ただいまお尋ねの看護系の大学、短大であります。平成三年度の算定におきましては、学生一人当たりでございますが、大学については九十三万円、短大については九十万円ということにいたしております。この算入単価は毎年度実態を調査する等必要な見直しをいたしておりますが、今後この単価については適切に対応してまいりたい、こう思っております。</p>
	123	衆議院	建設委員会、地方行政委	2号	平成4年4月21日	塩川国務大臣	<p>今、学問の振興に対して非常に情熱を傾けられておたがございました。けれども、どうも話の焦点が国立大学にあるように思っております。</p> <p>実は公立大学、三十六校あると思うのですが、これは平成四年度から交付税の測定単位を上げましたのです。相当上げてあります。しかもそれは、経費だけでなくして研究投資に相当上げてありますので、いわば自治体といたしましては大学の運営はそんなに苦しい状態ではないだろうと思っております。今後ともこれをますます充実させていきたい、こう思っております。それからもう一つ、地方行政の中で行われますものとしての生涯学習体制でございますが、これは教育委員会との関係もいろいろございましょうが、生涯学習体制につきましては算定も交付税で相当額引き上げをいたしました。</p> <p>したがって、全般に見ました場合に、そういう措置をとっておりますので、今度の拠点都市構想の中におきまして、もし地域の中でその話し合いが行われてきて学校誘致の問題が秘めてくるといたしますならば、当然文部大臣と協議をいたしまして協議をまとめさせて、その構想の計画を発定させるということになると思っておりますので、国立大学だけが大学じゃございませんしいたしますので、私たちはそういう公立、私学の方面に対しまして、一層のこれからの努力を傾けていきたいと思っております。</p>
17	145	衆議院	地方行政委員会	3号	平成11年2月9日	野田毅（国務大臣）	<p>ただいま議題となりました三案につきまして御説明申し上げます。</p> <p>（中略）</p> <p>次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。</p> <p>地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること、法人事業税の税率の引き下げに伴い収入が減少すること等にかんがみ、当分の間、法人税に係る地方交付税の率を引き上げる措置を講ずるとともに、地方交付税の総額の確保に資するため、平成十一年度分の地方交付税の総額について特別措置を講ずるほか、平成十三年から平成二十四年度までの間における一般会計から交付税及び積当税配付金特別会計への繰り入れに関する特例等を改正する必要があります。また、平成十三年から平成二十二年までの間における一般会計から交付税及び積当税配付金特別会計への繰り入れ及び同特別会計における借入金等に係る利子の繰り入れに関する特例を設けることとし、あわせて各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費及び地方団体の行政水準の向上のため必要となる経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正する等の必要があります。</p> <p>以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。</p> <p>次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。</p> <p>まず、法人税の収入額に対する地方交付税の率につきましては、当分の間、三・八％引き上げ、三五・八％とすることとしております。ただし、平成十一年度においては〇・五％引き上げ、三二・五％とすることとしております。</p> <p>また、平成十一年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税法第六条第二項の額に、平成十一年度における加算額五千五百六十億円、交付税特別会計借入金八兆四千九百九十三億四千万円及び同特別会計における剰余金千五百億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払い額五千八百八十二億六千万円を控除した額とすることとしております。</p> <p>さらに、平成十三年から平成二十四年度までの間における一般会計から交付税及び積当税配付金特別会計への繰り入れに関する特例等を改正するとともに、平成十三年から平成二十二年までの間における一般会計から交付税及び積当税配付金特別会計への繰り入れ及び同特別会計における借入金等に係る利子の繰り入れに関する特例を設けることとしております。</p> <p>次に、平成十一年度分の普通交付税の算定につきましては、地域の創意工夫に基づく地域経済の再生、人づくり等地域の活力創出に要する経費、総合的な地域福祉施策の充実を要する経費、教職員定数の改善、私学助成の充実等教育施策に要する経費、道路、下水道等住民の生活に直結するもの、算定方法の簡明化を図るため、その他の教育費における公立大学の運営、私学助成、公立幼稚園の運営に係る経費、高齢者保健福祉費にさらに、被災者生活再建支援基金に対する拠出の財源に充てた地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入するため、新たに測定単位を設けて、基準財政収入額の算定方法について、平成十一年度における道府県民税及び市町村民税の特別徴収による平成十一年度の減収額として以上が、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。</p>

18	145	参議院	地方行政・警察委員会	6号	平成11年3月23日	二橋正弘（政府委員）	<p>今回、交付税法の御審議をお願いしております中で、今、委員から御指摘ございましたような交付税の算定の簡明化を図るという観点からの幾つかの改正をお願いいたしておるわけでございますが、これは地方分権推進委員会の方から出されました勧告を受けて分権計画がつくられておるわけでありますけれども、その中で、地方交付税の機能の重要性ということも基本前提としながら、この簡明化を図る観点から、一つは、普通交付税の基準財政需要額におきまして測定単位として用いることが可能な客観的な統計数値のあるものについて、従来補正係数を用いて算定しておりました財政需要を種別法律で定める単位費用として算定するようにするという、いわば補正でございますと省令レベルであります、単位費用化することによりまして法律で御審議をいただくことになるという側面が一つ、それから補正係数につきましては、これは創設されてから社会情勢の変化がございましたような場合に、それに対応して補正係数の見直しを行うといったようなことをこの計画で簡明化という観点でとらえておるわけでございます。</p> <p>今、委員から具体的に御指摘のございました私学の関係等もきめまして、これは法律で定める単位費用として算定することによりましておるわけでございまして、これによりまして、この法案の御審議をいただければより一層透明度が高くなっていくというふうに考えております。この公立大学の関係、私学、公立幼稚園の運営、それから高齢者保健福祉についての老人医療費などにつきまして、この法律で定める単位費用という算定をするべく今回の法改正の御審議をお願いしているところでございます。</p> <p>その中で、例えば私学助成について申し上げますと、これは私立の学校の幼児、児童及び生徒の数を用いまして各団体の財政需要を算定するものでございまして、各団体のそれに要します財政需要の実態から考えまして、それぞれの団体の財政運営に支障が生ずることはないというふうに判断をいたしておるところでございます。</p>
19	155	衆議院	文部科学委員会	4号	平成14年11月27日	木村功（政府参考人）	<p>大学につきましては、高等教育におきます大変な重要性にかんがみまして、国及び地方公共団体がその役割分担に応じて財政の支援を行っているところでございます。</p> <p>具体的に、公立大学につきましては、普通交付税におきまして、県分、市町村分とも、その他の教育費という費目でございますけれども、基準財政需要額に算入をさせていただいておるわけでございます。</p> <p>また、そういう算定の中におきましては、学部の種類ごとに所要経費に差がございますので、例えば、医学部でありますとか理系、理学部、工学部といった学部につきましては、高い単価を設定させていただいております。</p> <p>数字的に申しますと、平成十四年度に、全体で、県分で九百七十四億余り、市町村分で四百三十八億余り、合わせて千四百十三億余りを交付税に算入しているということでございます。</p> <p>今後とも、公立大学の交付税措置につきましては、大変厳しい財政状況の中でございますけれども、それぞれの経費の実態を踏まえまして、また地方公共団体の御要望を受けまして、適切な算入に努めてまいりたい、このように考えております。</p>
20	164	衆議院	予算委員会第四分科会	1号	平成18年2月28日	渡部篤	<p>ただ、公立大学の運営に関する国の財政的支援については、地方交付税の基準財政需要額の教育費に係る単位費用が定められ、財政的な支援が行われているところであります。法人化を初め大学改革を進めていくところでありますが、法人化後においては運営交付金が大学の運営費となるわけですが、これもやはり県から算入が認められている公立大学法人でございますけれども、例えば五十億だったら五十億来るわけです。</p> <p>だから、私は、やはり知の拠点としての公立大学に交付税措置の支援をもっと大きくしていただきたい、それを本当に心からお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
2-1						小坂憲次（国務大臣）	<p>今後、交付税による支援措置の拡大につきましては、総務省とも連携をとりながら検討させていただきたいと思っております。</p>
22						大谷素夫（政府参考人）	<p>ただいま大臣からもお答えがあったところでございますが、若干補足させていただきますと、地方独立行政法人法に規定いたします公立大学法人の設置する大学への交付税措置につきましては、現在のところ、地方団体の設置する大学と同様の算定を行っているところでございます。これは、公立大学法人の数が平成十七年度算定時でも法人ということでありまして、地方団体が設置する公立大学の数に比べて少ないこと、また、行政改革の観点から算入が認められている公立大学法人でございますけれども、その創設期には初期費用がかかる、こういったことを勘案いたしまして、従来と変わらない措置を続けているところでございます。</p> <p>今後とも、公立大学法人の算入状況、あるいはその財政需要の実態を踏まえまして、地方団体ほか関係方面の御意見も十分伺いながら、適切な交付税措置に努めてまいりたいと考えております。</p>
23	171	衆議院	予算委員会第四分科会	1号	平成21年2月19日	望月達史（参考人）	<p>公立大学の運営に要する経費でございますが、各地方団体の実態等を勘案しながら、普通交付税の基準財政需要額に算入をいたしております。具体的には、文科系の公立大学におけます学生一人当たりを要する経費として算出をいたしました単位費用を基礎といたしまして、学部や学科ごとに算入します財政需要を反映させた補正係数を用いて算定を行っております。</p> <p>大変厳しい財政状況の中で、地方には歳出の抑制努力が求められておりますが、この一方、御指摘のように、地域振興の観点からも公立大学の重要性につきましては十分認識しているところでございます。今後とも、両者のバランスをとりながら、各公立大学の運営に係る経費につきまして的確に交付税措置を講じてまいりたいと考えております。</p>